

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月18日提出

石垣市長 中山義隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 12 月 13 日

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

公用車での接触・物損事故に係る損害賠償の請求について、損害賠償の額を定める必要がある。しかしながら、本来は速やかに専決処分すべき案件であったが、事務手続きに不備があったことが判明したため、上記の期日で地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分とする。

専決処分の概要

1 事故名

公用車での接触事故

2 当事者

甲：石垣市

乙：[REDACTED]

3 事故発生年月日

令和2年11月24日

4 事故発生場所

真栄里北交差点（宮城産業空港給油所前）

5 事故内容

17時28分頃、大浜方面から八重山病院へ急病患者を搬送中、真栄里北交差点を進入し、右折したところ、右折レーンで停車中の一般車両が発進し右折したため、救急車の右側面と一般車両の左バンパー部分が接触した事故。

6 専決処分する内容

公用車での接触・物損事故に係る損害賠償の請求について、損害賠償の額を定める必要がある。

《示談内容》

・損害額 甲：90,000円（救急車修理代）

乙：129,000円（自家用車修理代）

・事故の責任割合 甲：20%

乙：80%

・責任額 甲は乙の損害の内25,800円を負担する。

乙は甲の損害の内72,000円を負担する。

・決裁方法 甲・乙各自負担額を相殺し、乙が甲に対し、46,200円を支払う。

・全国市有物件災害共済会 救急車損害額の不足分43,800円を支払う。